

公益社団法人米子広域シルバー人材センター
令和5年度第4回理事会議事録

- 1 招集日時 令和6年3月22日(金)午後1時30分
- 2 招集場所 米子市シルバーワークプラザ・多目的ホール(2階)
- 3 出席した理事(12名)及び監事(2名)

理事長(代表理事)	松岡 勉			
副理事長(代表理事)	矢倉 英雄			
専務理事	先灘 匠			
理 事	塚田 容子	森 和昭	亀岡 吉郎	岩川信一郎
	崎谷 誠二	増田 広利	伊藤 正之	河上 丈二
	神庭 智恵子			
監 事	塚田 武志	吉津 秀樹		
- 4 欠席した理事(3名)

理 事	田後 良文	橋田 和久	近藤 均
-----	-------	-------	------
- 5 議事録の作成に係る職務を行った理事
専務理事 先灘 匠
- 6 出席した事務局職員
主任 大久保 貴
- 7 議事録署名人

理事長(代表理事)	松岡 勉	副理事長(代表理事)	矢倉 英雄
監 事	塚田 武志	吉津 秀樹	
- 8 開会 午後1時28分
- 9 議事の結果及び経過の概要

●報告事項

(1) 理事長等の職務執行状況について(令和5年10月12日以降)

- 松岡議長(理事長) 次に、3 報告事項、(1) 理事長等の職務執行状況について、事務局から説明をお願いします。
- 先灘事務局長 理事長等の職務執行状況について、令和5年10月12日以降の理事長、副理事長及び専務理事の職務の執行状況を定款第24条第6項の規定により報告いたします。

まず、黒丸のものは、鳥取県シルバー人材センター連合会の定時総会、委員会等に関する職務執行状況です。

次に、毎月、原則、1日と15日に新規入会説明会に先灘が出席して入会の説明等

を行っています。

次に、月ごとの主な内容を御報告します。

まず、10月20日及び11月2日に、米子市長、米子市議会正副議長、日吉津村長及び日吉津村議会議長に対し「シルバー人材センター事業」に対する支援について、理事長、副理事長及び先灘の3名で要請を行いました。

次に、11月は、8日に第4回理事懇談会、28日に全シ協「シルバー人材センター事業指導事業」特別指導を受けました。

次に、12月は、4日に入権研修会に理事長と先灘が出席しました。

次に、1月は、17日に第5回理事懇談会、31日に植栽班長会議が開催されました。

次に、3月は、13日に第6回理事懇談会、本日22日に第4回理事会が開催されました。

以上が職務執行状況の報告です。

○松岡議長（理事長） 説明は終わりました。質疑はございますか。

（質疑なし）

（2）新規入会正会員について（令和5年10月1日以降）

○松岡議長（理事長） 次に、（2）新規入会正会員について、事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 新規入会正会員については、定款第6条により、理事長の承認を受けた後に、理事長は次回の理事会に報告するという規定がありますので、今回報告します。

昨年10月1日から3月8日までの入会についての報告です。この期間に入会された方の氏名等は一覧表のとおり、合計26人の入会がありました。うち男性が10人、女性が16人です。年齢別では、70歳から74歳までの方が一番多くて10人、それから65歳から69歳までの方が8人、75歳から79歳までの方が7人と続いています。

また、本年度当初に530人であったものが、2月末現在で528人となり、当初に比べて2人の減となりました。うち入会が64人、退会が66人です。なお、本日現在530人です。

今年度は入会説明会に来られた方の人数が20人程度減少していますが、就業のマッチングの強化と就業をしていない方にいろいろな情報を提供し就業できる形をとり退会抑制を講じていきたいと思います。また、会員と事務局が一体となった会員の大策を講じていく必要があると思います。以上です。

○松岡議長（理事長） 説明は終わりました。質疑はございますか。

（質疑なし）

●決議事項

第1号議案 理事専門部会設置要領の廃止について

○松岡議長（理事長） それでは、次に、4 決議事項、第1号議案、理事専門部会設置要領の廃止について、事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 決議事項、第1号議案、理事専門部会設置要領の廃止について、理事専門部会設置要領は、設立35周年記念事業実施を契機として、平成29年11月に施行されたものです。現行の3部会、担当事項、専門部会の下に専門委員会を設け、専門部会の実務活動に要する経費等を規定し施行しましたが、当該記念事業は一定の役割を果たし、令和3年6月に全ての事業が終了しました。

今後、各専門部会の役割は理事懇談会等が担い、理事専門部会設置要領については、令和6年3月31日付で廃止しようとするものです。

その理由としては、1番目として、センター事業の運営に当たって、会員の自主的、自発的な活動を促し会員の参加意識や相互の連帯感を高めるため、理事会に専門部会が設けられ、それぞれの専門部会の担当事項について検討を行い具体的な改善を図ることを目的としていましたが、過去3年間、そのような趣旨で各専門部会において担当事項を協議した実績がなく所期の目的が果たせていないこと。

2番目として、各専門部会の検討項目は、原則として年4回程度検討会を開催して協議し、その検討結果を事務局に報告し、必要なものは理事会で審議し事業の改善に努めることとしているが、過去3年間検討会で協議した実績がないため理事会でも審議した実績がないこと。

3番目として、この要領において、別に設置する各専門委員会は、原則として各専門部会の下に設けることになっているが、各専門委員会は独立した設置規程等が設けられており矛盾した体系となっている。また、各専門部会の下に設けられた各専門委員会の審議結果を所管の専門部会に報告し又は具体的に検討し改善を図るような協議は行っていない。現在は、専門委員会での審議結果などについて専門部会を経ず直接理事懇談会や理事会に報告又は提議し、具体的な検討を行い改善に努めていること。

4番目として、センター事業の懸案事項については、理事懇談会において、全会員理事で協議・検討し具体的な改善を図るとともに、必要に応じ理事会で審議し事業の改善に努めているので、専門部会を設置する意義が薄くなったこと。

なお、これに伴い関係する規程等も併せて別途第2号議案で改正することとしています。説明は以上です。

○松岡議長（理事長） 説明は終わりました。質疑等がございましたらお願ひいたします。

(質疑なし)

○松岡議長（理事長） それでは、本件について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

（異議なし）

○松岡議長（理事長） 御異議ございませんので、本件については、原案のとおり可決いたします。

第2号議案 理事専門部会設置要領の廃止に伴う関係規程等の整備について

○松岡議長（理事長） 次に、第2号議案、理事専門部会設置要領の廃止に伴う関係規程等の整備について、事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 次に、第2号議案、理事専門部会設置要領の廃止に伴う関係規程等の整備について、第1条、役員等の報酬等及び費用に関する規程の一部改正として、1番目として、専門委員会の委員会及び委員の定義等についての改正です。2番目として、部会長及び部会員の定義等及び文言の削除です。3番目として、この規程の改廃は、第9条において理事会の決議とともに総会の決議を経て行うことになっていますが、センターの規程等の改廃が理事会の決議を経て施行する規程等の改廃に伴いこの規程を改正する場合は、それとの整合を図るため理事会の決議のみで行うものとする。この規程は、令和6年度総会で決議した日から施行する。

次に、第2条 理事懇談会設置規程の一部改正として、理事専門部会の検討項目を所掌事項から削除し、これに伴い以降の号を繰り上げる。この規程は、令和6年4月1日から施行する。

次に、第3条 安全管理委員会規程の一部改正として、委員会構成のうち、会員については地域班組織設置要領及び職能班組織設置要領の一部改正に伴い「就業リーダー等」を削除する。また、事務局職員は他の委員会の例に準じ削除する。併せて、新たに委員会の招集並びに委員長及び副委員長の職務を規定する。理事専門部会名を削除する。この規程は、令和6年4月1日から施行する。

次に、第4条 適正就業調整委員会規程の一部改正として、理事専門部会の部会長及び部員の表記を削除し、会員については「班長」のみとする。併せて、事務局職員は他の委員会の例に準じ削除する。この規程は、令和6年4月1日から施行する。

次に、第5条 広報委員会規程の一部改正については、前2条と同様の改正です。

最後に、第6条 女性部設置規程の一部改正として、女性部設置の構成内容の改正、目的と活動についての文言の改正です。役員は部会で選任する方法にし、部長を除く役員の役職については役員の互選に改正する。活動状況等は、部長が理事長に報告することに改正する。部会が行う会議等の費用に対しセンターの組織活動助成金交付規程に基づく交付金を交付する。この規程は、令和6年4月1日から施行するというものです。

説明は以上です。

○松岡議長（理事長） 説明は終わりました。質疑等がございましたらお願ひいたします。

（質疑なし）

○松岡議長（理事長） それでは、本件について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

（異議なし）

○松岡議長（理事長） 御異議ございませんので、本件については、原案のとおり可決いたします。

第3号議案 組織活動助成金交付規程の一部改正について

○松岡議長（理事長） 次に、第3号議案、組織活動助成金交付規程の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 次に、第3号議案、組織活動助成金交付規程の一部改正について、組織活動助成金交付規程は、設立35周年記念事業の記念ボランティア等の実施を契機として施行し適用されたものであり、当該記念事業は一定の役割を果たし、令和3年6月に全ての事業が終了しました。しかしながら、地域班、職能班活動等は、原則として、主に会員が自ら行う活動ですが、班長等に経費面の負担をかけないようにするため、また、適正な費用を受取事務費等で償うという点から、組織活動助成金の交付額等について、一部改正しようとするものです。

1番目として、別表1の①地域班の総会の開催等に要する経費に対する助成金については、現行の班会員1人当たり500円を350円に改正しその金額に班会員数を乗じて得た金額とする。

2番目として、別表1の①の地域班の役員会等の開催に要する経費に対する助成金については、役員1人当たり500円を350円に改正しその金額に班役員数(開催時点)を乗じて得た金額とする。ただし、班ごとに年度当たり3,500円を限度とする。

3番目として、別表1の②の地域班、職能班及び2名以上の会員による地域貢献、美化活動等のボランティア活動等に対する助成金交付額については、配分金等見積基準単価と比較考慮し、また、活動に対する労いという観点から現行の交付額の2分の1とし、参加者1人当たり1,000円を500円に改正しその金額に参加者数を乗じて得た金額とする。ただし、班ごとに年度当たり25,000円を限度とする。

4番目として、女性部の組織活動助成金について、新たに規定するものです。

1番目として、部会の開催等に要する経費に対する助成金については、参加者1人当たり350円に参加者数を乗じて得た金額とする。ただし、年度当たり3,500円を限度とする。

2番目として、女性部設置規程第3条に規定する活動に要する経費に対する助成

金については、参加者1人当たり 500 円に参加人数を乗じて得た金額とする。ただし、年度当たり25,000 円を限度とする。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。説明は以上です。

○松岡議長（理事長） 説明は終わりました。質疑等がございましたらお願ひいたします。

（質疑なし）

○松岡議長（理事長） それでは、本件について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

（異議なし）

○松岡議長（理事長） 御異議ございませんので、本件については、原案のとおり可決いたします。

第4号議案 表彰規程の全部改正について

○松岡議長（理事長） 次に、第4号議案、表彰規程の全部改正について、事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 次に、第4号議案、表彰規程の全部改正について、まず、改正理由は、1番目として、当センターは、設立から40年が経過し会員の年齢構成も大きく変わり平均年齢も74歳に達している現状を踏まえ、年齢にかかわらず当センターの発展に寄与し功労があった者に対し表彰することとし、現行の会員表彰の75歳在籍要件を廃止するものです。

2番目として、長期在会者に対する敬意を表するとともに継続して会員として在籍していただくことを目的に、会員在籍10年以上及び20年以上の会員表彰を設定するものです。

3番目として、当センターの発展に寄与し功労があった者に対し表彰するため、新たに一般表彰、役員表彰及び職員表彰を設けるものです。

次に、第1条、目的として、当センターの発展に寄与し、功労があった者に対しセンターが表彰することについて必要な事項を定めることとしています。

次に、第2条、表彰の基準日及び種類として、基準日は毎年度4月1日としています。

第3条、一般表彰として、センターの趣旨に賛同し、仕事の発注を積極的に行い、多くの会員に就業の機会を常時提供し、センター事業の発展に寄与した者に対して行う。これについては設立35周年記念事業の際に、多くの仕事をいただいている企業・団体に対して表彰を行ったものを想定しています。

第4条、役員表彰として、役員として4年以上在任し、退任した者に対して行う。

第5条、会員表彰として、新たに会員として10年以上在籍し、基準日以前3年間ににおいて就業実績があった者。この10年以上在籍の表彰については、現行の7年以上

在籍の表彰を受けた者については、適用しないこととしています。併せて、会員として20年以上在籍し、基準日以前3年間において就業実績があった者を表彰するものです。

第6条、職員表彰として、職員として20年以上在職した者に対して行う。設立35周年記念事業の際に表彰した者については行わないこととしています。

次に、第10条、表彰の時期は、毎年度定時総会において行うものとする。ただし、理事長が必要と認めたときは隨時行うことができるとしています。

次に、施行は令和6年4月1日です。

最後に、11 経過措置として、2番目のこの規程の施行日以前の旧規程により表彰を受けた7年表彰の会員には会員として10年以上在籍し、基準日以前3年間において就業実績があった者の表彰は行わないこととしています。

次に、3番目の会員表彰について、10年以上在籍等による表彰と20年以上在籍等による表彰のいずれにも該当する場合は、今回1名該当する会員がおり、20年以上在籍等による表彰のみとすることとします。説明は以上です。

○松岡議長（理事長） 説明は終わりました。質疑等がございましたらお願ひいたします。

（質疑なし）

○松岡議長（理事長） それでは、本件について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

（異議なし）

○松岡議長（理事長） 御異議ございませんので、本件については、原案のとおり可決いたします。

第5号議案 財政運営資金積立資産の取崩しについて

○松岡議長（理事長） 次に、第5号議案、財政運営資金積立資産の取崩しについて、事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 次に、第5号議案、財政運営資金積立資産の取崩しについて、昨年の10月に開催されました第3回理事会において、特定資産・財政運営資金積立資産 1,500 万円のうち900万円について、定期預金を解約して普通預金に預け入れ運転資金に充当している旨、御報告いたしました。

令和5年度の当期経常増減額は、経常収益が経常費用を百数十万円上回る見込みですが、その資金繰りに余裕を持たせるため、900万円全額を定期預金に戻さずそのまま普通預金で運用しようとするものです。

よって、財政運営資金積立資産の令和5年度期末残高は600万円となる見込みです。説明は以上です。

○松岡議長（理事長） 説明は終わりました。質疑等がございましたらお願ひいたします。

します。

(質疑なし)

○松岡議長（理事長） それでは、本件について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○松岡議長（理事長） 御異議ございませんので、本件については、原案のとおり可決いたします。

第6号議案 令和5年度3月収支補正予算について

○松岡議長（理事長） 次に、第6号議案、令和5年度3月収支補正予算について、事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 第6号議案、令和5年度3月収支補正予算について、令和5年度収支予算について、次のとおり3月補正しようとするものです。いずれも、本年度、令和5年度の実績見込により補正をするものです。

まず、経常収益については、労働者派遣事業等受託収益が、企業等からの人手不足による依頼に積極的に対応しマッチングした成果で160万円の増額です。総額430万円増額補正し、補正後の予算額を2億 993 万円としております。

一方、経常費用については、主な増減としては、退職給付費用として、54万5,000円の減額です。これは、退職給付引当金が今年度の予定額に達しており、計上しなかったためです。

次に、租税公課として、50万円の増額です。これは、昨年度の受取事務費が事務費率の見直しにより約400万円が課税収入として増加したためです。補正額は経常収益と同額の430万円増額補正し、補正後の予算額を2億 993 万円としております。

説明は以上です。

○松岡議長（理事長） 説明は終わりました。質疑等がございましたらお願ひいたします。

○増田理事 今回黒字になるんですね。何年ぶりですか。7年ぶりですか。めでたいことです。それを何らかの形で還元されたらいかがですか。という意見です。

○松岡議長（理事長） 還元するほどありませんから。

○吉津監事 黒字基調で安定していかないといけませんね。インボイスの関係がはっきり分かりませんし、箕蚊屋班の役員会を開いたときに、植栽の方が事務費を結構上げてきましたからお客様の中には抵抗のある人もいるし、その人個人も高いなどいう心配がありました。次は20%近くですよね。今でもちょっと高いから、高いなという感じです。シルバーは一般的に安いというイメージがあるんだけど、今はそうは思わなくなつたということです。それはシルバーの優位性ですので、そこは大事にしてい

かないといけないと思います。

○増田理事 私のイメージはちょっと違っていて、公的機関の公園とかの剪定よりははるかに安いです。時間当たりの単価も違うし、1日当たりの日当 자체も桁違います。お客様は民間の方々なのでそうなるんだけれども、多分18%になったとしてもはるかに安い。おそらく3分の2くらいです。民間の造園業者の方が入って来られるけれども、来たら絶対赤字になります。

○吉津監事 最近、植栽の方も仕事が減ってきたと聞いているが。

○増田理事 今はほとんど庭を造る人がいなくて、逆に駐車場にされる方が多いんです。そうすると、全部伐採ということになります。

○松岡議長（理事長） 掃除についても減少しているんです。なぜかというと食う方が先ですから、掃除はせんでも生きられますから。どうしてもそういうふうになります。そういうふうに黒字になったからと言って威張らんでも。

○増田理事 威張っているわけではなく、内部の人に還元できないかと言っているんであって、我々に還元せよと言っているわけではない。

○松岡議長（理事長） これは事務局の方に預からせていただくということで。

○先灘事務局長 職員に還元するというお言葉ありがとうございます。これについては、毎年定期昇給というものがあり、また、昨年規程を変えさせていただき米子市の行政職の給料表を準用することにし、それが変更になつたら変えることになります。春闘が終わって今年の8月の人事院勧告によってまた改定があった場合は、見直しをすることにしています。それによってどれだけの上げ幅があるかということになります。6年度の人物費についてはかなり上がってくることになります。黒字にはなったんですが、安心はできないという状況です。

○松岡議長（理事長） それでは、本件について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

（異議なし）

○松岡議長（理事長） 御異議ございませんので、本件については、原案のとおり可決いたします。

第7号議案 令和6年度事業計画書及び収支予算書について

○松岡議長（理事長） 次に、第7号議案、令和6年度事業計画書及び収支予算書について、事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 第7号議案、令和6年度事業計画書及び収支予算書について、まず、事業計画書について、前年度からの主な変更箇所について御説明いたします。

I 基本方針は、会員の拡大については、全シ協の事業計画での記述に則り、会員は組織の基盤であり、安定した持続可能な事業運営の根幹であることから、最重要課題として位置づけセンター事務局と会員が一体となった組織的な会員入会活動に取り

組む必要がありますと新たに記述しました。また、本年度は、秋に施行が予定されている特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律、いわゆるフリーランス法に適切に対応するため、就業条件の明示等の確実な履行を図ります。また、作業会員の不足や高年齢化に伴い将来を見据えた後継者育成に継続的に取り組む必要がありますと新たに記述しました。

次に、重点項目については、8.シルバー事業(請負・委任)における契約方法の見直し方針等の検討と、9.フリーランス法への適切な対応を新たに加えました。

次に、令和6年度事業の基本目標については、令和6年度実績見込等に基づき設定いたしました。

次に、II 事業実施計画、1. 会員の拡大の取組みについては、記述の変更はありませんが、最重要課題として引き続き取り組んでまいります。

次に、2.未就業会員の解消の取組み、3. 安全・適正就業の更なる推進については、修正箇所はありませんが、引き続き重要なものとして取り組んでまいります。

次に、4.就業機会の維持・拡大、多様な就業機会の確保・創出及び魅力あるセンターづくりについては、会員の平均年齢が上がり長時間の就業が困難になりつつあるため、加齢により従来の働き方が困難となってきた会員でも活躍できる軽易な就業機会の創出を図ることを新たに加えました。

次に、5. シルバー事業の事務改善・効率化の取組みについて、(1)スマホ等を活用した会員への通知、業務連絡、就業報告書などの効率化を図ることに加え、利便性を図り、順次移行していくことに努めるとしました。

次に、6. 地域班、職能班などの組織活動の適正化については、35周年記念事業を契機とした組織活動の活性化を、組織活動助成金等の見直しなどの是正を行うことにより適正化としました。

次に、7. センターの適正な運営について、(1) 適正な財政運営の実現、② 消費税に係るインボイス制度(適格請求書等保存方式)に備えた財政運営から、消費税に係るインボイス制度への対応に変更し、昨年10月からインボイス制度が導入されたことに伴い、事務费率の見直し等により安定的な財政運営に向けた必要な対応を行うこととしています。事務费率の見直しによる経常収益の増加の外、賃借物件の見直し、遊休財産の有効活用による経常費用の節減を図ってまいります。

次に、③ 収益構造の転換については、現在、庭木の剪定、除草などの屋外作業は発注者からの期待も大きいけれども、それを担う新たな会員の入会に乏しく、また作業をする会員の高年齢化に伴い、今後安定的な収益の確保が難しくなることが想定されます。このため、将来を見据えた後継者育成に取り組むことから継続的に行うに変更しています。また、その収益を維持するとともに、多様な収益構造への転換の取り組みを始めるから、継続的に取り組む必要があるに修正しました。

次に、8.シルバー事業(請負・委任)における契約方法の見直し方針等の検討と 9. フリーランス法への適切な対応は新規となります。

まず、8.シルバー事業(請負・委任)における契約方法の見直し方針等の検討については、厚生労働省から示されたシルバー事業(請負・委任)の契約方法の見直し方針等について、当センター及び発注者への影響を十分に精査し、その見直しの有無及びその見直しを行う場合の適切な時期の検討、会員・発注者等への説明、業務処理の見直しに係るシミュレーション等をシステム改修により取り組むこととしています。

最後に、9.フリーランス法への適切な対応については、フリーランス法及びその政省令並びにフリーランスとして安心して働く環境を整備するためのガイドラインに則って、就業条件の明示等の確実な履行を図る。また、それを履行するため業務のデジタル化を推進することとしました。

次に、(2) 令和6年度収支予算書の説明に移ります。

収支予算書案については、全てにわたり、令和5年度収支実績見込を基本に、令和6年度に新規に行う事業費を加算しました。主なものを御説明します。

まず、経常収益については、総額2億 1,105 万 1,000 円を計上し、前年度比較で 542 万 1,000 円の増額としております。その内容ですが、受取事務費については、事務費率を現行の14.5%から18%に引き上げることにより310万円の増です。次に、労働者派遣事業等受託収益については、企業等からの人手不足による依頼が増加し対応しているため170万円の増としています。次に、国庫補助、市・村補助については、合計 2,622 万 5,000 円で52万 6,000 円の減です。これは国の補助金の交付限度額の見直しにより減額となったものです。

一方、経常費用については、令和5年度の実績見込のほか、令和6年度の新たな費用を見込んでいます。総額及び前年度比較の額は経常収益と同額です。

まず、事業費、減価償却費については、センターの軽自動車2台を11月にリースから購入に切り替る予定のため、その減価償却費を計上しました。次に、租税公課については、インボイス制度が昨年の10月に導入されたため、令和5年度下半期の配分金の消費税仕入税額控除が20%できなくなったため、200万円以上の消費税の増額を見込んでいます。

次に、給料手当、臨時雇賃金、諸謝金等の人物費については、全体で175万円の増額を計上しています。給料の定期昇給と市と連動した給料表の改定を見込んでいます。

次に、管理費については、令和5年度の実績見込に基づいていますが、雑費については、表彰規程の改正により10年と20年表彰としましたので、被表彰者数が多くなる見込みで14万円増額しています。予算書については以上です。

次に、収支予算書(損益ベース)に係る注記については、

まず、1.投資活動及び財務活動に関する見込については、全てゼロとしています。これまでのように定期預金を解約して運転資金に充てることは、今年度はしないこととしたためです。次に、4.債務負担額については、リース物件(自動車、コピー機等)のリース料の年度別の残額を記載しております。また、資金調達の予定はありません。

最後に、(3)配分金等検討委員会の結果報告については、当該委員会を2月14日を開催し、植栽作業配分金等見積基準単価について検討しました。その結果、植栽班以外の職種では設けていない班長及び高い技能や経験年数を考慮した配分金等見積基準単価については、令和6年10月ごろをめどに、当該委員会等の検討結果を踏まえ結論を出すこととし、令和6年度は現行の配分金等見積基準単価に据え置くこととしました。

その理由としては、班長及び高い技能や経験年数による配分金等見積基準単価については、植栽作業のみ設定されていることから、それ以外の職種の配分金等見積基準単価との均衡を図るため。また、本年秋にいわゆるフリーランス法の施行が予定されており、会員に対する就業条件の明示等を確実に履行していくため、受注の段階での下見、見積等について発注者等との調整をより厳格に履行する必要があり、これによる班長等の負担がより大きくなることから、植栽作業を含めたセンター全体の職種の班長等の配分金等見積基準単価の検討が必要なためです。

なお、本年4月1日からの配分金等見積基準単価については、別添資料のとおりで、昨年10月11日に改定し、本年4月1日に施行となります。説明は以上です。

○松岡議長（理事長） 説明は終わりました。質疑等がございましたらお願ひいたします。

○伊藤理事 インボイス制度が昨年の10月にということですが、お客さんとかに消費税がかかるとかそういうことを周知徹底する必要があると思いますが、どのようにしますか。

○先灘事務局長 インボイス制度というのは、要するに発注者からその対価の配分金をセンターに消費税込みで支払い、センターは受取消費税として受け取ります。それを会員に消費税込みで支払う支払消費税ということになります。この消費税の部分が去年の9月までは全額払わなくてもよかつたということです。それが去年の10月からその20%は仕入税額控除ができなくなりセンターが払わなければならなくなつたということから、租税公課ということでセンターの経費が増えています。半年分をこの5月に申告して納付する必要があります。そうすると6年度はまる1年分かかるということです。

しかしながら、会員については、これまでどおり配分金をそのままお支払いして何の手続きもせずに今までどおりとなります。何が変わるかというとセンターの負担が大きくなるということから、事務費などを引上げてこの財源を確保していくということから、色々と議論していただいて18%ということになりました。会員にはあまり変わりがないということになりますが、発注者からすると、事務費などが上がって消費税部分を払わされているという感じも出てくるわけです。増える部分については、財源がないもんですから、それを発注者に求めているというのが今のセンターのやり方です。

事務費率が上がっていくとシルバー人材センターは安くて丁寧な仕事をするということからちょっとずれてきているのではないかという懸念が出ることは承知しております

す。ただ財源を確保できなければ消費税が支払えないということになり、事務費の見直しをしていくことと請負とか派遣の手数料を増やしていくしかないという状況ですが、会員については、将来的にどうなるか分かりませんが、今までどおりという形です。

○伊藤理事 ということになると、結局発注者であるお客様の方に負担がかかってくるという理解でいいですか。

○先灘事務局長 そういうことです。

○伊藤理事 そうすると、今までよりも、例えば、消費税部分が上がってくれば、わずかであってもそういうことをお客様にPRをしていかないといけない。

先だって福生班の総会を開催したが、それをお客さんに徹底しておかないといけない。それはしてもしすぎることはないので、やっておいてもらわないと今までがこうだと言っても、現実にお客さんに負担がかかり苦情も出て支障が出てくるという意見がありました。もう決まったことなので、それをお客様にPR、広報をしていただきたい。

○先灘事務局長 企業・団体等の継続的に契約をしていただいているところも同じことになりますが、それについては、次の契約の見積の段階で事務費が18%になりますことと、配分金見積基準単価の改定について、文書で通知し了解が得られれば契約ということになります。また、最近は見積が欲しいという方が多いので、事務費も含めた見積をした上で受注しますので、高いからということでだめならしないということになります。そういうことで発注者にも選んでいただけるということです。こと細かく消費税の仕入税額控除ができなくなったからという理由は大きくは伝えていません。諸物価高騰も含めた状況の御説明になります。

○松岡議長（理事長） 私も定期的にマンションの掃除をしていますが、1オーナー1物件についてはすぐその場でオーケーです。いわゆる諸物価が値上がりをして今までの14.5%ではセンターの運営ができないので18%に上げさせてもらうことと、最低賃金の引き上げによるものということを話したら、いつもきれいにしてもらっているので、継続してもらいたいというようなことで高くなつたからダメというところは今のところは1件もありません。

植栽は毎月定期的ということではなく1年に1回か2回でしょうから、やはりそのような方にそういう文書を送るのがいいのか。その見積をするときに簡単な説明をするのがいいのか。普通一般のユーザーに説明するのは件数が多くてできないので、その見積を出すときに説明をする仕方が一番いいと思います。

○増田理事 インボイスは今のところ10%分をまるまるとっているわけではないですね。100%じゃなくて少し下がった状態でなかったか。

○先灘事務局長 通常ですと100%全額仕入税額控除できなくなるというのが10年後になりますが、今は20%分が3年間、次が50%分、最後に100%ということになります。

○増田理事 事務費率が上がっていかないといけないことになってくるんですか。

○先灘事務局長 このまま推移していきますと、今の事務費率では賄えなくなります。

そういう関係があるので、契約方法の見直し等によって消費税の負担がなくなる方法がないかということで厚労省を中心として契約方法の見直しの方針を出したわけです。それを実施する時期を令和7年4月なのか、8年なのかというようなことを検討しています。そのためにも会計処理が相当複雑になるので、システム改修の状況、あるいは、県内のセンターの状況など色々な状況を見て検討している状況です。令和6年度はその実施の有無とか、実施するならいつにするのかという検討をしていくという時期であると思っています。

○吉津監事 経過措置は3年間ですか。

○先灘事務局長 3年ごとになり、令和5年の10月から令和8年の9月まで、そこからまた3年間ということになります。

○吉津監事 この前シミュレーションを示されましたね。だから何年か後には今はもうかっているけれども、何年か後には赤字になる。その間に国の方と話をして免除してもらいたいという話をすることでしたね。

○先灘事務局長 その免除という話はなくなりました。免除という話は農協等のように消費税法の適用除外にしてほしいということは入れていたがそれはもうなくなって、去年の10月から施行になったわけです。除外の話はなくなりこの消費税の仕入税額控除をどれだけにするのか。契約方法の見直しをやっていかないとできないということです。ただ企業とか団体については、センターは消費税を逃れるけれども、その逃れた消費税が相手方の発注者に移るという問題があることから、もう手を挙げてできないという状況です。個人・家庭だけにするのかという選択肢もあります。契約の方法の見直しについても色々な問題が山積しており、6年度はその関係を検討していく、7年度の事業計画書にはいつ実施するのかということをやっていかないといけないというのが現状です。消費税の免除という話はなくなり実施されましたので、それをうまく逃れる方向に移行しているというのが現状です。

○松岡議長（理事長） それでは、本件について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

（異議なし）

○松岡議長（理事長） 御異議ございませんので、本件については、原案のとおり可決いたします。

第8号議案 令和6年度定時総会の招集の決定について

○松岡議長（理事長） 次に、第8号議案、令和6年度定時総会の招集の決定について、事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 第8号議案、令和6年度定時総会の招集の決定について、定款第15条並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第38条第1項の規定により、日時及び場所は令和6年5月30日午後1時30分から米子コンベンションセン

ター・小ホールで、会議の目的事項として、報告事項2件、決議事項2件について、理事会の決議を求めるものです。説明は以上です。

○松岡議長（理事長） 説明は終わりました。質疑等がございましたらお願ひいたします。

（質疑なし）

○松岡議長（理事長） それでは、本件について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

（異議なし）

○松岡議長（理事長） 御異議ございませんので、本件については、原案のとおり可決いたします。

●その他

○松岡議長（理事長） 最後に、5 その他について、事務局から説明をお願いします。

○先灘事務局長 令和6年度の次期定例理事会の予定は、令和6年5月15日、水曜日を予定しております。定時総会に向けた議案について、御承認をいただきたいと思っています。また会員理事と監事については5月8日に理事懇談会を、5月1日には監査会を予定しています。

なお、今年度の定時総会、理事会及び理事懇談会開催については、表に記載のとおり予定していますので、よろしくお願ひします。説明は以上です。

○松岡議長（理事長） その他御質問等はございませんでしょうか。

（質疑なし）

○松岡議長（理事長） 以上をもちまして、令和5年度第4回理事会を閉会いたします。

10 閉会 午後2時54分

公益社団法人米子広域シルバー人材センター一定款第39条第2項の規定により、
記名押印する。

令和6年3月28日

理 事 長(代表理事) 松 岡 勉

副理事長(代表理事) 矢 倉 英 雄

監 事 塚 田 武 志

監 事 吉 津 秀 樹